ノングルテン (Non-Gluten) 米粉製品の検査要領

制定 平成30年4月1日 改正 令和5年6月29日

1 趣旨

日本米粉協会(以下「協会」といいます。)は、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(以下「認証要領」といいます。)に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉製品の検査に当たり必要な事項について、以下のとおり定めます。

2 米粉製品の検査の申請

- (1) 認証機関にグルテン定量検査を依頼する場合
 - ・ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品の認証(以下「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証」といいます。)を受ける製造業者(以下、「認証申請者」という。)のうち、認証機関にグルテン定量検査を依頼する場合は、「グルテン定量検査依頼書」(様式第 11 号)と米粉製品サンプルを提出する。
- (2) 製造業者が自ら認証機関以外に定量検査を委託する場合
- ・定量検査は次の検査機関に委託することができる。
 - ①国、地方自治体若しくは独立行政法人の試験機関
 - ②健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 26 条第 3 項に規定する 登録試験機関
 - ③食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第4条第9項に規定する登録検査機関

3 定量検査方法

定量方法は、「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」 Vグルテンの検査方法に記載されている方法による。

- ※「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」Vグルテンの検査方法に基づくグルテンの定量検査法として確認された小麦タンパク質定量検査キットは平成30年4月1日現在、次の通り。
 - ・日本ハム社製 FASTKIT エライザ Ver.Ⅲ 小麦
 - ・プリマハム社製 アレルゲンアイ ELISA II 小麦

- ・森永生科学研究所社製 FASPEK エライザⅡ 小麦 (グリアジン)
- ※上掲の ELISA キット以外のキットであって、今後ガイドラインのVの検査方法によるグルテン定量検査方法の試験室間バリデーションに基づきグルテンの定量検査法として確認された ELISA キットについては、順次、ガイドラインに定めるグルテンの定量検査法とする。

4 製品サンプリングの手順

- (1) 検査対象とする製品サンプル
 - ・検査対象とする製品サンプル (検査機関に提出する製品サンプル)は、小分け包装するため充填され、出荷対象とする最初の製品とする。
- (2) 製品サンプルの量
 - ・100g以上(包装された米粉製品)

5 製品サンプルの判定

- (1) 判定基準値
 - ・グルテン定量検査結果値がグルテンタンパク質の濃度として、 $1\mu g/g$ (小麦タンパク質の濃度として $1.2\mu g/g$) 以下とする。
- (2) 製品サンプルの検査結果
 - ・製品サンプルの検査結果は、使用した検査キットの名称とその結果を検査結果報告書として検査申請者に報告する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附則

改正の要領は、令和5年6月29日から施行する。